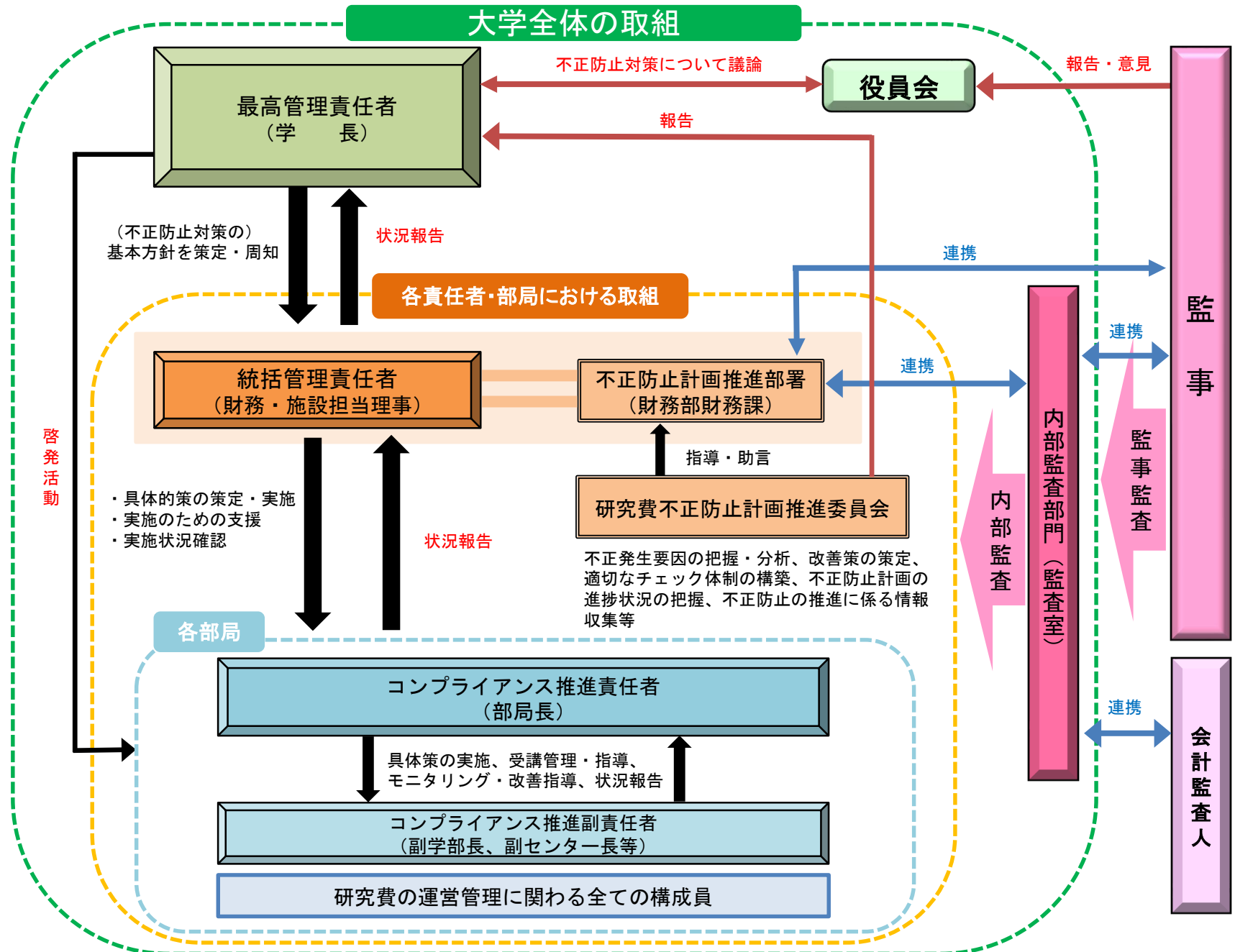


国立大学法人佐賀大学研究費不正防止計画推進実施体制図



不正防止計画推進部署と不正防止計画推進委員会の役割

不正防止計画推進部署(財務課)

- ① 不正発生要因の把握
- ② 改善策の推進
- ③ 適切なチェック体制の構築
- ④ その他不正防止の推進に関する事項

連携

研究費不正防止計画推進委員会

- ① 不正発生要因の把握及び分析
- ② 改善策の策定
- ③ 不正の適切なチェック体制の構築
- ④ 不正防止計画の進捗状況の把握
- ⑤ 不正防止の推進に係る情報収集
- ⑥ 最高管理責任者及び統括管理責任者への報告

【構成員】

財務・施設担当理事、研究・社会連携担当理事、財務部長、学術研究部長、研究・社会連携担当理事が指名した教員等

研究費不正使用防止責任体系図

研究費不正使用防止規則第3条第1項

最高管理責任者 (学長)

規則第3条第1項

研究費の運営・管理についての最終責任を負う。

規則第3条第2項

不正防止対策の基本方針及び具体的な不正防止対策を策定・周知するとともに、策定に当たっては、役員会において審議を主導し、実施状況や効果等について役員等と議論を深める。

統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮

規則第7条

不正を発生させる要因の把握、不正防止計画を策定

規則第8条

コンプライアンス教育や啓発活動等を通じて職員の意識の向上と浸透を促す。

規則第9条

不正防止実施計画をコンプライアンス推進責任者に提示

規則第12条

不正防止計画推進部署の設置

規則第13条

本学内外からの通報及び相談を受け付ける窓口の設置

規則第16条

研究費不正への取組に関する本学の方針及び意思決定手続を外部に公表

規則第17条

大学全体の視点から実効性のあるモニタリング及び監視体制を整備し、実施

研究費不正使用防止規則第4条第1項

統括管理責任者 (財務・施設担当理事)

規則第4条第2項

最高管理責任者を補佐し、本学の研究費の運営・管理全体を統括し、必要に応じ改善を指示

規則第4条第3項

基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告

規則第7条第2項

不正防止計画に基づき、コンプライアンス教育及び啓発活動等に関する実施計画を策定

規則第9条第3項

部局から報告があった実施状況について、研究費不正防止計画推進委員会において検証させ、その結果を最高管理責任者に報告

研究費不正使用防止規則第5条第1項

コンプライアンス推進責任者 (部局長)

規則第5条第2項

統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する部局における対策を実施し、実施状況を統括管理責任者に報告

研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督するとともに、定期的に啓発活動を実施

構成員が、適切に研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善・指導

規則第5条第3項

部局に複数のコンプライアンス推進副責任者を任命し、実効的な管理監督を行い得る体制及び研究費の管理・執行の情報が着実に伝達する体制を構築

研究費不正使用防止規則第5条第3項

コンプライアンス推進 副責任者 (学科長等)

規則第5条第3項

実効的な管理監督

研究費不正使用防止
規則第6条

監事

規則第6条第1項

不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について、大学全体の観点から確認する。

規則第6条第2項

モニタリングや内部監査によって明らかとなった不正発生要因が不正防止計画に反映され、適切に実行されているかを確認し、役員会等において定期的に報告し、意見を述べる。

規則第6条第3項

内部監査部門及び不正防止計画推進部署等と連携し、適切な情報提供等を行う。